

寿建設株式会社社員会会則

(目的)

第1条 この会は、寿建設株式会社及びその関連企業の社員及びその家族の福利厚生を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、寿建設株式会社社員会と称する。

(事務局の所在地)

第3条 この会の事務局は、寿建設株式会社本社に置く。

(会員の範囲)

- 第4条 1.この会の会員は、寿建設株式会社及びその系列企業の社員とする。
2.会員は、寿建設株式会社及びその系列企業への入社をもって入会の資格を得、退社をもって退会するものとする。

(会費)

- 第5条 1.会費は月700円とし、慶弔見舞金積立てとする。
2.会費は、給与からの天引で事務局が徴収する。

(役員)

- 第6条 1.会には会長、副会長を各1名置き、任期を2年として、会を運営する。
2.役員の変更は、社員会総会において決議し、再選を妨げないものとする。
3.会長は、会計1名を任命し、会計事務を委託できるものとする。

(決算)

- 第7条 1.毎年3月31日を決算日とする。
2.社員会総会において収支を報告し、承認を得る。

(事業)

- 第8条 1.毎年4月に社員会総会を開催する。
2.慶弔見舞金等の支給を行なう。

結婚祝金	30,000円
出産祝金	20,000円
小学校入学祝金	20,000円
中学校入学祝金	30,000円
高校入学祝金	50,000円
勤続10年祝金	50,000円
勤続20年祝金	80,000円
勤続30年祝金	100,000円
勤続40年以上祝金	150,000円

定年退職慰労金		50,000円
傷病見舞金(業務上疾病) (私傷病等)		30,000円 20,000円
※社員が負傷、または、疾病により、引き続き 2週 間以上休業 した場合、見舞金を支給する		
弔慰金	本人	30,000円
	実父母・配偶者・子	20,000円
	義父母	10,000円
供花料	本人	20,000円
	実父母・配偶者・子・義父母	10,000円

(改 廃)

第9条 この会則の改廃については、社員会総会の決議によって行う。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

平成14年4月1日改定

平成18年4月1日改定

平成21年4月1日改定

令和6年4月1日改定